平成２３年（フ）第１３３６７号
東京都江戸川区篠崎町２丁目401―６―201
破産者　上野　悟朗
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３９５号
東京都八王子市松木73―２―203
破産者　本間　裕子（旧姓村石）
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４０８号
東京都三鷹市上連雀２丁目４―４―602
破産者　金野　　弘
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４０９号
東京都日野市高幡589―101
破産者　野平　静香
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４２２号
千葉県市原市瀬又611―111、開始決定時の住所千葉県市原市ちはら台西４丁目８―14
破産者　坂田　浩行
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４３３号
東京都町田市木曽東４丁目11―イ10―103
破産者　能登　朝日
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４４５号
埼玉県越谷市南越谷４丁目12―15　ジェネパレス越谷第03―105
破産者　蛯澤　憲一
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４４９号
東京都東村山市富士見町１丁目14―４―505
破産者　宮本　恒太
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４６４号
東京都渋谷区本町６丁目３―９―401
破産者　常行　美代
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４８２号
東京都大田区大森東２丁目４―16―203
破産者　山本　直樹
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４９６号
東京都港区白金１丁目15―１―409
破産者　岩崎　大輔
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５１０号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘
破産者　工藤　明子
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５２７号
神奈川県川崎市中原区木月伊勢町４―１―102
破産者　田中　正記
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５２８号
神奈川県横浜市戸塚区下倉田町1877―７―315
破産者　近藤　晃司
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５７７号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目３―９―301
破産者　藤野　雄一
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５８２号
千葉県茂原市下永吉367―２
破産者　高仲　則成
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６５２号
東京都江戸川区西葛西５丁目４―６―602
破産者　望月　　明
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６７２号
東京都板橋区南常盤台２丁目４―17―202
破産者　堀井　光博
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７１５号
千葉県船橋市三山３丁目４―14
破産者　前田　廣美
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８３０号
埼玉県川口市中青木４丁目２―28―205
破産者　矢内　利恵
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８９０号
神奈川県横浜市鶴見区朝日町１丁目51―１―２―706
破産者　高根　元恒
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９００号
東京都荒川区町屋４丁目６―11―303、開始決定時の住所東京都北区豊島８丁目27―１―1016
破産者　上村　俊介
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部